

事務連絡
令和3年11月1日

住宅供給事業者関係法人 御中

国土交通省 住宅局 住宅生産課

新型コロナウイルス感染症再拡大等による住宅用設備の供給遅延等を踏まえた
住宅供給事業者等における業務の対応について

東南アジアにおける新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴うロックダウン等により、当該地域にサプライヤーを持つ住宅設備メーカーにおいて、製品の納期が遅れる状況が生じており、一部の住宅の供給事業者等（以下「工務店」といいます）においては、住宅の工期が遅延する事例が見られるところです。

つきましては、下記に留意の上、対応していただきますよう貴団体の所属会員への周知方お願ひいたします。

記

1 建築主への情報提供について

住宅設備の供給遅延等により、既に着工している物件で工期に影響が生じる可能性がある場合などは、事業者と建築主との間で混乱を来さないよう、できるだけ早めに建築主に状況を説明することが重要です。

2 事業者の資金繩りに対する支援制度について

工務店で資金繩りにお困りの方は、日本政策金融公庫等にご相談ください。

ご相談を検討される場合は、まずは、

- ・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 （全国共通。平日のみ）
(沖縄県で事業を行っている方は、沖縄振興開発金融公庫：0120-981-827(平日のみ))
または
- ・工務店の所在する地域の日本政策金融公庫等の支店窓口（支店ごと・窓口ごとの電話番号等は下記ホームページ参照。平日のみ）

日本政策金融公庫

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

沖縄振興開発金融公庫

<https://www.okinawakouko.go.jp/about/41>

が相談窓口となります。

これまで日本政策金融公庫等や市中銀行等から借入れをしたことのない工務店や建設業許可を要しない事業規模の工務店もご相談いただけます。

なお、工務店が借入申込書等を作成して日本政策金融公庫等の支店に提出した後、審査を経て融資が実行(工務店に貸付金額が振り込み)されるまでには、一定の日数を要しますので、借入申込書等の作成の仕方も含め、早めの相談が必要です。また、審査の結果、ご希望に沿えない場合があることにご留意ください。

以上

【問合せ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8512（夜間直通）

担当：課長補佐 長岡 達己（内線39422）

係員 長 奈緒子（内線39476）